

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業運営業務 プロポーザル募集要綱

1 趣旨

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関する業務（以下「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）で、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業費

¥99,990,000円（消費税を含む）を上限とする。

4 業務内容

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業運営業務仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務で、県が委託する業務として公序良俗に反しないもの。

5 プロポーザルに係る手続

(1) 募集要綱の配布及び応募図書の提出

令和8年4月20日（月）から同年4月27日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の各日午前9時から午後5時30分まで。

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

応募図書は、持参又は郵送により事務局へ提出すること。提出部数は10部とする。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年4月27日（月）午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。

(2) 書類の作成及び提出

この募集要綱のほか、運営業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）各10部（ただし、エについては1部）

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 提案者概要兼企画提案書（様式2）
- ウ 仕様書5（1）⑦について（様式3）
- エ 経費積算見積書（様式任意）
- オ 納税証明書（原本かつ直近3ヶ月以内のもの）
国税（その3の3）及び兵庫県税（3）にかかる納税証明書
- カ 添付書類
会社概要等提案者の概要を説明する書類
その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）

（3）費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

（4）応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 募集要綱の内容に関する質問及び回答

- ア 受付期間
令和8年4月20日（月）から同年4月22日（水）までの間の各日午前9時から午後5時30分まで。
- イ 提出方法
事務局へ電子メールで送信すること。
- ウ 質問に対する回答
令和8年4月24日（金）までに回答する。

7 審査

（1）プレゼンテーションの実施

審査委員会を設置し、プレゼンテーションによる審査を実施する。

ただし、スケジュールの都合により、応募状況によっては書面審査とする場合がある。

（2）実施方法・時期

プレゼンテーションは、応募図書の受付期間満了の1週間以内を目途に、事務局現地で実施する。詳細は事務局と応募者で別途調整する。

（3）審査の項目

以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対する質疑や追加書類の提出の依頼等を行う。

- ア 実施体制 業務が遂行できる実施体制となっているか
- イ 業務実績 類似業務等の実績やノウハウ等を有しているか
- ウ 創意工夫 業務を適切かつ効率的に遂行するための創意工夫がなされているか
- エ 見積額 提案内容に見合った適切な経費となっているか

（4）審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 業務の内容等

- （1）県は、業務を実施する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (2) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (3) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度保存すること。
- (4) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (5) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 事務局

兵庫県保健医療部医務課 千田、森本

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電 話 078-362-3606（直通）

F A X 078-362-4267

電子メール Keita_Senda@pref.hyogo.lg.jp

Sora_Morimoto@pref.hyogo.lg.jp

imu@pref.hyogo.lg.jp

※電子メールでの送付の際は、上記の全てのアドレスに送付すること